

令和 年 月 日執行

増毛町議会議員選挙及び増毛町長選挙

公費負担（選挙公営）の手引き【別冊】

公費負担（選挙公営）様式集

増毛町選挙管理委員会

目 次

I 選挙運動用自動車の使用

i 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

1	選挙運動用自動車運送契約書（参考例）	1
2	選挙運動用自動車使用契約届出書	2
3	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	3
4	請求書（選挙運動用自動車の使用）	4
5	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合）	5

ii（i 以外（自動車の貸与者、燃料の供給者及び運転手）との契約による場合）

● 自動車の貸与者との契約による場合

1	選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）	7
2	選挙運動用自動車使用契約届出書	8
3	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	9
4	請求書（選挙運動用自動車の使用）	10
5	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合（自動車の借入れ））	11

● 自動車の燃料の供給者との契約による場合

1	選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）	13
2	選挙運動用自動車使用契約届出書	14
3	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	15
4	選挙運動用自動車燃料代確認書	16
5	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	17
6	請求書（選挙運動用自動車の使用）	18
7	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合（燃料代））	19

● 自動車の運転手との契約による場合

1	選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）	21
2	選挙運動用自動車使用契約届出書	22
3	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	23
4	請求書（選挙運動用自動車の使用）	24
5	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合（運転手））	25

II 選挙運動用ビラの作成

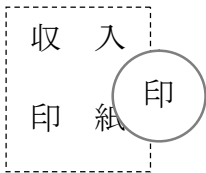
1	選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）	27
2	選挙運動用ビラ作成契約届出書	28
3	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	29
4	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	30
5	選挙運動用ビラ作成証明書	31
6	請求書（選挙運動用ビラの作成）	32
7	請求内訳書	33

III 選挙運動用ポスターの作成

1	選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）	35
2	選挙運動用ポスター作成契約届出書	36
3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	37
4	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	38
5	選挙運動用ポスター作成証明書	39
6	請求書（選挙運動用ポスターの作成）	40
7	請求内訳書	41

I 選挙運動用自動車の使用

- i 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
(ハイヤー・タクシーの借上げ)



選挙運動用自動車運送契約書（参考例）

増毛町（議会議員・長）選挙候補者_____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号 _____
- 3 使用期間 _____年____月____日から _____年____月____日まで ____日間
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。
- 4 契約金額 金_____円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳 1日につき_____円（税込）×____日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、増毛町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が増毛町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 増毛町長（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名 印

乙 住 所（所在地）
名 称
代表者氏名 印

様式第1号（第2条関係）

<候補者⇒選挙管理委員会>

選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

＜候補者⇒契約業者等⇒選挙管理委員会＞
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

年 月 日執行
増毛町（議会議員・長） 選挙
候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2	左に掲げる場合以外 の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日		運送等金額	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が増毛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、増毛町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 7 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、増毛町に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

増毛町長 様

住所（所在地）

氏名（名称） _____ 印

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 _____ 年 月 日執行 増毛町（議会議員・長）選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、増毛町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙1)

請 求 内 訳 書

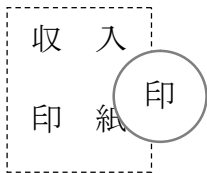
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

ii 一般用旅客自動車運送事業者以外（自動車の貸与者、燃料の供給者及び運転手）との個別契約による場合

● 自動車の貸与者との契約による場合



選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

増毛町（議会議員・長）選挙候補者_____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。
- 2 使用車種及び登録番号 _____
- 3 使用期間 _____年__月__日から _____年__月__日まで ____日間
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。
- 4 契約金額 金_____円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳 1日につき_____円（税込）×____日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

- 5 甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、増毛町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が増毛町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 増毛町長（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名 印

乙 住 所（所在地）
名 称
代表者氏名 印

様式第1号（第2条関係）

<候補者⇒選挙管理委員会>

選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

＜候補者⇒契約業者等⇒選挙管理委員会＞
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

年 月 日

年 月 日執行
増毛町（議会議員・長） 選挙
候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2	左に掲げる場合以外 の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日		運送等金額	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が増毛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、増毛町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 7 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、増毛町に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

増毛町長 様

住所 (所在地)

氏名 (名称) _____ 印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 _____ 年 月 日執行 増毛町 (議会議員・長) 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 4 5 年運輸省令第 7 号) 第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則 (昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号) 第 3 6 条の 1 7 第 1 項第 4 号若しくは第 3 6 条の 1 8 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。) の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、増毛町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

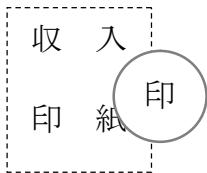
(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
年 月 日	円×1台 = 円	円×1台 = 円	円	
計			円	

備考

- 1 「借入金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

- 自動車の燃料の供給者との契約による場合



選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

増毛町（議会議員・長）選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 _____年____月____日から _____年____月____日まで
- 2 供給場所 所在地 _____
名称 _____
- 3 供給を受ける使用車種 _____
及び登録番号 _____
- 4 契約金額 単価1リットルあたり _____円 銭（消費税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、増毛町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が増毛町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 増毛町長（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名 印

乙 住 所（所在地）
名 称
代表者氏名 印

選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次の選挙運動用自動車の燃料代につき、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 _____ 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（A）	円	円
今回の購入金額（B）	円	円
燃料代計（A）+（B）	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から増毛町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号第 号

年 月 日

増毛町選挙管理委員会
委員長

印

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車の燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

記

- 1 年 月 日執行 増毛町（議会議員・長）選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、増毛町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年 月 日

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印 _____

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名					
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考	
年 月 日		ℓ	円		
年 月 日		ℓ	円		
年 月 日		ℓ	円		
年 月 日		ℓ	円		
年 月 日		ℓ	円		

備考

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 3 6 条の 1 7 第 1 項第 4 号若しくは第 3 6 条の 1 8 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が増毛町に支払を請求するときは、この証明書のほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、増毛町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

増毛町長 様

住所（所在地）

氏名（名称） _____ 印

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 _____ 年 月 日執行 増毛町（議会議員・長）選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、増毛町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

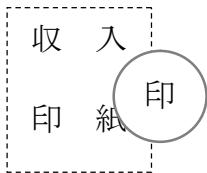
(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日		円× 0 = 円	/	/	
年 月 日		円× 0 = 円			
年 月 日		円× 0 = 円			
年 月 日		円× 0 = 円			
年 月 日		円× 0 = 円			
計 (税込)		円			円

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」の計欄には、(A)の計欄又は(B)の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

- 自動車の運転手との契約による場合



選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）

増毛町（議会議員・長）選挙候補者_____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 業務内容 公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転
- 2 運転する車の車種
及び登録番号 _____
- 3 運転する期間 _____年____月____日から _____年____月____日まで ____日間
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。
- 4 契約金額 金_____円（消費税及び地方消費税を含む）
（内訳 1日につき_____円（税込）×____日間）

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、増毛町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が増毛町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 増毛町長（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名 印

乙 住 所（所在地）
名 称
代表者氏名 印

選挙運動用自動車使用契約届出書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

年 月 日

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

記

運転手の住所及び氏名	住所	
	氏名	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が増毛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、増毛町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、増毛町に支払を請求することはできません。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

増毛町長 様

住所 (所在地)

氏名 (名称) _____ 印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 _____ 年 月 日執行 増毛町 (議会議員・長) 選挙

4 候補者の氏名 _____

5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票 (燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号) 第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。) の写しとともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、増毛町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙2)

請 求 内 訳 書

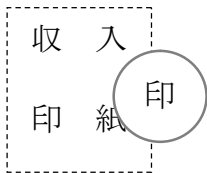
(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

Ⅱ 選挙運動用ビラの作成



選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

増毛町（議会議員・長）選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成
について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ビラ
- 2 作成枚数 _____枚
- 3 契約金額 金 _____円（消費税及び地方消費税を含む）
（単価 _____円（税込）× _____枚）
- 4 納入期限 _____年 ____月 ____日まで
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、増毛町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が増毛町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 増毛町長（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名 印

乙 住 所（所在地）
名 称
代表者氏名 印

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行
増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当 たりの単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

<候補者⇒選挙管理委員会>

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次の選挙運動用ビラの作成枚数につき、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今回の枚数（B）	枚	枚
枚数計（A）＋（B）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から増毛町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号第 号

年 月 日

増毛町選挙管理委員会

委員長

印

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

1 年 月 日執行 増毛町（議会議員・長）選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、増毛町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行

増毛町 (議会議員・長) 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が増毛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、増毛町に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 増毛町長 枚数 5, 0 0 0 枚、増毛町議会議員 枚数 1, 6 0 0 枚
 - (2) 限度額 7 円 7 3 銭 (単価) × (1) の枚数 = 限度額

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

増毛町長 様

住所（所在地）

氏名（名称） _____ 印

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 _____ 年 月 日執行 増毛町（議会議員・長）選挙

4 候補者の氏名 _____

5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、増毛町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。

(別紙)

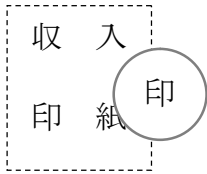
請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

Ⅲ 選挙運動用ポスターの作成



選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

増毛町（議会議員・長）選挙候補者 _____（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの
作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ポスター
- 2 作成枚数 _____枚
- 3 契約金額 金 _____円（消費税及び地方消費税を含む）
（単価 _____円（税込）× _____枚）
- 4 納入期限 _____年 ____月 ____日まで
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、増毛町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が増毛町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により増毛町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 増毛町長（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名 印

乙 住 所（所在地）
名 称
代表者氏名 印

様式第3号（第2条関係）

<候補者⇒選挙管理委員会>

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容			備考
		作成契約枚数	作成契約金額	1枚当 たりの単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

増毛町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次の選挙運動用ポスターの作成枚数につき、増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 _____ 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今回の枚数（B）	枚	枚
枚数計（A）＋（B）	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から増毛町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号第 号

年 月 日

増毛町選挙管理委員会

委員長

印

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

1 年 月 日執行 増毛町（議会議員・長）選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、増毛町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

年 月 日執行

増毛町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 _____ 印

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙におけるポスター掲示場数	箇所
備 考	

備考

- 1 この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が増毛町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、増毛町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場の数に 1. 2 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを 1 に切り上げる。）
 - (2) 限度額 5 4 1 円 3 1 銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 5 4, 5 5 0 円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。）× (1) の枚数＝限度額

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

増毛町長 様

住所 (所在地)

氏名 (名称) _____ 印

(法人にあつては、その代表者の氏名も記入する)

増毛町議会議員及び増毛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 _____ 年 月 日執行 増毛町 (議会議員・長) 選挙

4 候補者の氏名 _____

5 振 込 先

金融機関名		本・支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、増毛町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。